

■ 市 民 活 力 ■

総 合 窓 口

住民票等の各種証明の交付事務、戸籍の届出及び住民異動受付事務並びに住民異動に伴う手続時間の短縮及び住民サービスの向上を目指して、各種届出の受付、申請書の作成・案内及び本市で販売しているさまざまな図書・刊行物等の販売を行っている。

平成23年7月からは、職員の異動等に影響されない安定したサービスを提供するため、業務の一部を委託している。

1. 主な業務委託内容

(1) 届出受付関係

- ① 出生、婚姻、死亡届等の戸籍事務
- ② 転入、転出、転居等の住民異動事務
- ③ 旅券受付・交付事務

(2) 証明書交付関係（住民票、戸籍証明は郵送での交付事務を含む）

- ① 住民票の写し
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 戸籍全部事項証明書・個人事項証明書
- ④ 所得証明書、市・府民税（非）課税証明書
- ⑤ 納税証明書、軽自動車納税証明書

(3) 住民異動に関連する手続関係

- ① 指定ごみ袋の配布
- ② 水道閉開栓
- ③ 印鑑登録
- ④ 国民健康保険
- ⑤ 児童手当
- ⑥ 介護保険
- ⑦ 各種医療
- ⑧ 学務（転入退学）

(4) 販売物

- ① 1/10,000 白図
- ② 1/ 2,500 地形図
- ③ 都市計画図
- ④ 新修池田市史(第1巻～第5巻、別巻)
- ⑤ 池田市史(史料編⑩・⑪)

- ⑥ 池田の文化財
- ⑦ 池田市文化財分布図
- ⑧ 池田学講座
- ⑨ 続・池田学講座(人物誌編)
- ⑩ 総合計画
- ⑪ 統計書
- ⑫ 燃えないごみ用袋(10ℓ、20ℓ、30ℓ)
- ⑬ 池田市オリジナルマイバッグ

2. コンビニ交付

平成 29 年 2 月 9 日より、全国のコンビニエンスストア及び伏尾台コミュニティプラザのキオスク端末で、利用者証明用電子証明書付きのマイナンバー（個人番号）カードを使用して各種証明書（戸籍謄抄本・戸籍附票の写し・住民票の写し・印鑑登録証明書）を取得できるサービスを開始した。

年度別証明書発行件数 ※（）は内伏尾台コミュニティプラザ数

| 種 別 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------|----------------|----------------|-----------------|
| 戸籍謄本及び抄本 | 397 件 (1 件) | 634 件 (3 件) | 1,104 件 (8 件) |
| 戸籍附票の写し | 42 件 (0 件) | 73 件 (0 件) | 134 件 (2 件) |
| 住民票の写し | 1,979 件 (7 件) | 3,535 件 (15 件) | 6,660 件 (33 件) |
| 印鑑登録証明書 | 1,548 件 (10 件) | 2,747 件 (29 件) | 4,604 件 (42 件) |
| 合 計 | 3,966 件 (18 件) | 6,989 件 (47 件) | 12,502 件 (85 件) |

3. エンゼル祝金・祝品の支給

出生を祝福し、子育て家庭の暮らしをサポートする目的で、平成 9 年 4 月 1 日より第 3 子以上の新生児を出産された方にエンゼル祝金を支給していた。

平成 19 年 11 月から平成 21 年 3 月までは、大阪府出産育児応援事業が実施されたことに伴い、エンゼル祝金制度の見直しを行うと共に、1 人目・2 人目の出産に祝品を贈呈し、平成 21 年 4 月からは 2 人目を出産された方のみに祝品を贈呈していた。平成 24 年 3 月 31 日のエンゼル祝金条例の失効に伴い、平成 24 年 4 月からは 3 人目以上を出産された方にも祝品を贈呈し、平成 26 年 4 月からは対象を第 1 子以上に拡大し、株式会社池田泉州銀行の協力のもと、一律 1 万円の積立式定期預金通帳（1 子につき）を祝品として贈呈している。また、平成 29 年 4 月 1 日より第 3 子以上を出生された方への祝品の積立式定期預金通帳の額を 5 万円に拡大し、支給要件も 1 年以上居住を 6 ヶ月に緩和している。

併せて、平成 29 年 4 月 1 日からダイハツ工業株式会社の協力によりエンゼル車提供制

度が、要件を第4子以上を第3子以上に及び1年以上居住を6ヶ月に緩和して、再開した。令和3年度は62名にエンゼル車資格証明書の交付を行った。

支給者数

| 種 別 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 第1子(積立式定期預金通帳) | 259人 | 246人 | 262人 | 250人 | 232人 |
| 第2子(積立式定期預金通帳) | 253人 | 217人 | 216人 | 216人 | 185人 |
| 第3子(積立式定期預金通帳) | 79人 | 93人 | 82人 | 78人 | 79人 |
| H28年度経過措置分(@10,000) | 9人 | | | | |
| 第4子以上(積立式定期預金通帳) | 21人 | 15人 | 16人 | 20人 | 16人 |
| H28年度経過措置分(@10,000) | 1人 | | | | |
| 合 計 | 622人 | 571人 | 576人 | 564人 | 512人 |

4. 旅券の発給事務

平成25年6月より、日本国籍を有する池田市民及び池田市に住民登録はないが、単身赴任や通勤・通学などの理由で池田市に居所がある方を対象に旅券の申請及び交付を行っている。平成28年7月からは旅券発給事務の一部を委託開始している。

また、平成29年7月より、豊能町の旅券の受付・交付事務を受託している。

交付者数

※ () は内豊能町数

| 種 別 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------|---------------|
| 10年 (20歳以上) | 2,535人 (339人) | 2,861人 (424人) | 2,662人 (355人) | 597人 (89人) | 447人 (61人) |
| 5年 (12歳以上) | 1,319人 (122人) | 1,323人 (162人) | 1,193人 (130人) | 183人 (22人) | 81人 (10人) |
| 5年 (12歳未満) | 328人 (13人) | 376人 (35人) | 423人 (18人) | 33人 (2人) | 39人 (6人) |
| 変更(2) | 79人 (1人) | 87人 (5人) | 80人 (2人) | 33人 (1人) | 13人 (0人) |
| 増補 | 12人 (0人) | 10人 (0人) | 11人 (0人) | 3人 (0人) | 3人 (0人) |
| 計 | 4,273人 (475人) | 4,657人 (626人) | 4,369人 (505人) | 849人 (114人) | 583人 (77人) |

5. 社会保障・税番号制度事務事業

(1) 通知カードの再交付

通知カードは、住民の方々にマイナンバー(個人番号)を通知するもので、本市では、平成27年11月21日から12月7日の間に送付された。また、再交付には手数料1件500円が必要であったが、令和2年5月25日をもって通知カードの新規及び再交

付は廃止された。

再交付件数

| 種 別 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|-------|----------|----------|-------|---------|---------|
| 再交付件数 | 730 件 | 703 件 | 584 件 | 104 件 | 9 件 |

(2) マイナンバー（個人番号）カードの交付

マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードで、平成 28 年 2 月 2 日より交付を行っている。また、再交付には手数料 1 件 800 円（電子証明書入りの場合は 1,000 円）が必要である。

交付・再交付件数

| 種 別 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|-------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 交付件数 | 2,516 件 | 2,427 件 | 3,131 件 | 15,494 件 | 16,406 件 |
| 再交付件数 | 28 件 | 28 件 | 77 件 | 147 件 | 191 件 |

葬 祭

1. 市営葬儀

市営葬儀は、厳粛かつ低廉な葬儀を目指し、指定管理者により運営を行っている。

(1) 葬祭施設等の使用料

① 斎場・やすらぎ会館の使用料（令和4年4月1日現在）

| | | 基 本 料 金 | | 摘 要 |
|------------|--------------|----------|---------------------------|------------------------|
| | | 使用区分 | 金 額 | |
| 斎 場 | | 告 別 式 | 15,200 円 (2 時間以内) | 1 時間までを増す毎に 7,600 円 |
| | | 通夜及び告別式 | 152,700 円 (16 時～翌正午) | 1 時間までを増す毎に 7,600 円 |
| やすらぎ 会館 | 浄心の間 白露の間 | 通夜及び通夜以外 | 36,600 円 (16 時～翌 16 時) | 1 時間までを増す毎に 1,500 円 |
| | 寺院控室 | | 3,000 円 (2 時間以内) | 1 時間までを増す毎に 1,500 円 |

② 市営葬儀の料金（令和4年4月1日現在）

（単位：円）

| | | 葬祭用具 使用料 | 消耗品料 | 火 葬 料 | 計 | 霊柩車使用料 (ワゴン型) |
|--------|---|-------------|--------|--------|---------|------------------|
| 仏 式 | 1 | 27,500 | 44,000 | 10,000 | 81,500 | 12,000 |
| | 2 | 40,700 | 44,000 | 10,000 | 94,700 | |
| | 3 | 111,000 | 44,000 | 10,000 | 165,000 | |
| | 4 | 176,200 | 44,000 | 10,000 | 230,200 | |
| 神 式 | 5 | 27,500 | 31,350 | 10,000 | 68,850 | |
| | 6 | 61,100 | 31,350 | 10,000 | 102,450 | |
| キリスト教式 | 7 | 27,500 | 28,050 | 10,000 | 65,550 | |

葬祭場駐車場の使用料（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | | 使 用 料 | 摘 用 |
|--------------------------|--------------|-----------------|--------------------|
| 一 般 弔 問 者 | 午前8時～午後10時 | 300円 (2時間以内) | 1時間までを増す毎に 600円 |
| | 午後10時～翌日午前8時 | 1,000円 | — |
| 葬儀施設使用者（施主関係）による 専用利用 | | 3,000円 | 午後4時～翌日午後4時まで |

（2）葬祭施設等の利用状況

① やすらぎ会館

| 年 度 | 利 用 件 数 |
|--------|---------|
| 平成29年度 | 406件 |
| 平成30年度 | 391件 |
| 令和元年度 | 422件 |
| 令和2年度 | 391件 |
| 令和3年度 | 401件 |

②市営葬儀

| 年 度 | 市内死亡者火葬件数 (死産除く) | 市 営 葬 儀 件 数 (死産・直葬除く) | 市営葬儀執行(%) |
|--------|---------------------|--------------------------|-----------|
| 平成29年度 | 815人 | 370件 | 45.4 |
| 平成30年度 | 802人 | 345件 | 43.0 |
| 令和元年度 | 838人 | 390件 | 46.6 |
| 令和2年度 | 911人 | 316件 | 34.7 |
| 令和3年度 | 879人 | 292件 | 33.3 |

2. 火葬場

(1) 施設の概要

| | |
|----------|-----------------------|
| 所在地 | 池田市桃園2丁目2番5号 |
| 延床面積 | 283.64 m ² |
| 火葬炉 | 5基 |
| 汚物・死獣焼却炉 | 1基 |
| 使用燃料 | 白灯油 |

(2) 火葬場使用状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 1,059件 | 1,051件 | 1,075件 | 1,130件 | 1,169件 |

空 港

概 要

大阪国際空港所在市（池田市・豊中市・伊丹市）のひとつとして、大阪国際空港周辺都市対策協議会（10市協）と歩調を合わせ、本市議会「空港・交通問題調査特別委員会」を中心に、関係機関に対して安全・安心の確保や周辺環境対策の充実、国内長距離路線増便・近距離国際線復便等の利用者利便の向上、災害時における輸送拠点空港としての防災機能の強化などを要望している。

また、「大阪国際空港周辺地域活性化連絡会」（空港周辺7市、大阪航空局、大阪府、兵庫県で構成）の加盟市として、空港および周辺地域の活性化の実現に向け、各種事業に取り組んでいる。

一方、大阪国際空港を発着する航空機の騒音について、定期的に検証を行うとともに、これまで共同利用施設の建設、学校等の防音工事を施工しており、加えて、現在も引き続き民家防音工事で設置された空調機器の更新工事に対して住民負担の軽減をはかるための助成制度を実施している。

航空業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、国を中心に、様々な航空需要回復のための施策が望まれるところ。今後は、安全・安心の確保と環境対策を最優先とした上で、時代の要請に応え、地域と調和しつつ、関西3空港のポテンシャルを発揮し、関西全体の成長・発展につながるよう関係者とともに取り組みを続けて行きたい。

（参考）大阪国際空港の現状

大阪国際空港の運営については、平成24年7月1日から新関西国際空港株式会社によって行われてきたが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）や、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（経営統合法）等の枠組みを活用し、平成28年4月1日から、民間資本100%の関西エアポート株式会社による運営が始まり、さらに平成30年4月から神戸空港も含め、同社による関西3空港一体運営が開始され、新たなステージに入った。

今後は、安全・環境対策に万全を期した上で、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら、国が取り組んでいる、観光先進国実現に向けた施策への貢献や、地域・時代の要請に応えるため、わが国有数の基幹空港として、大阪国際空港のポテンシャルをフルに活用し、利用者利便の向上を目指さなければならない。

観 光 ・ イ ベ ン ト

1. イベント関係

| 行 事 名 | 実 施 日 | 主 催 団 体 |
|--------------------------------------|--------------|-----------------------------|
| 第 67 回池田五月山さくらまつり | 俳句大会・写真展のみ実施 | 池田市民カーニバル いけだ・いらっしやい祭振興会 |
| 第 32 回花菖蒲まつり | 中止 | 「親と子の集い」実行委員会 |
| 第 49 回池田市民カーニバル 石橋まつり大盆おどり大会 | 中止 | 石橋まつり実行委員会 |
| 令和 3 年度猪名川花火大会 | 中止 | 池田市・川西市・ 猪名川花火大会開催委員会 |
| 第 49 回池田市民カーニバル いけだ・いらっしやいフェスティバル | 11/23 | 池田市民カーニバル いけだ・いらっしやい祭振興会 |
| 大一文字点灯・がんがら火祭り | 8/24 | 大一文字・がんがら火保存会 |

※石橋まつり大盆おどり大会については、規模を縮小して「石橋ねばぎぼっ祭り 2021」を実施。

※池田市民カーニバル いけだ・いらっしやいフェスティバルについては 8/8 から順延。

2. 観光振興対策

(1) 池田市観光案内所の設置

Ikeda Role and Creation (株) に運營業務を委託して観光案内等を行った。

入館者数 (期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

| 開館日数 | 入館者数 | 1 日当たり平均 |
|-------|---------|----------|
| 257 日 | 7,360 人 | 29 人 |

※4/25～6/20 は緊急事態宣言発出のため臨時休館。

(2) 観光促進事業

観光大使の支援、市内外のイベントの実施、ウォンバットのPR、いけだ観光回遊ツアーの実施、池田市観光協会ホームページの管理運営、ふくまる事業の実施などを行った。

観光客数（市内の主な観光施設）

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------------|-----------|---------|---------|
| 五月山動物園 | 492,542 | 271,747 | 293,946 |
| 都市緑化植物園 | 78,994 | 58,997 | 67,777 |
| 池田城跡公園 | 171,937 | 134,121 | 131,703 |
| 落語みゅーじあむ | 31,208 | 15,065 | 15,997 |
| 逸翁美術館 | 20,463 | 10,894 | 17,711 |
| 小林一三記念館 | 23,344 | 10,332 | 12,424 |
| 池田文庫 | 2,108 | 443 | 674 |
| ヒューモビリティワールド | 32,807 | 3,429 | 3,463 |
| カップヌードルミュージアム 大阪池田 | 892,000 | 90,000 | 126,000 |
| 計 | 1,745,403 | 595,028 | 669,695 |

観光協会ホームページアクセス数

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|---------|----------|---------|
| アクセス数 | 387,585 | 261,335 | 303,467 |
| 前年度増減数 | ▲54,344 | ▲126,250 | 42,132 |
| 1日当たり平均 | 1,062 | 716 | 831 |

(3) 広域観光推進事業

豊能地区観光連携連絡会にて広域観光振興推進のための情報共有及び意見交換を行った。また、阪急電鉄と共催で阪急宝塚沿線の地域の魅力を発信するイベント「観光あるき」を開催している。

商 工 振 興

1. 商工振興対策

(1) 商業活性化事業

商業の振興及び活性化を図るため、商業団体等が実施する商業祭やイベントに対して助成を行う。

(2) 中心市街地活性化対策事業

学生による商店街活性化のための「商店街空き店舗活用事業」やチキンラーメンを使った創作料理を提供している店舗を応援する「大阪池田チキチキ探検隊」、カルチャールーム「いしばし寺子屋」を支援し、中心市街地の活性化を推進する。

(3) 中小企業金融

市内中小企業の経営の安定を図るため、池田市中小企業融資制度等、低利の融資制度を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した中小企業者に対して、中小企業信用保険法第2条第5項第4号・第5号、同第6項による認定を円滑に行うことで、必要な事業資金の積極的な運用に努める。

(4) 創業支援

事始め奨励大賞（百福大賞）による創業意欲の促進や、企業育成室「いけだピアまるセンター」の低廉な賃料での貸し出し、商工会議所や金融機関と連携した創業支援「事始めアシスト池田」など、事業活動の支援に努める。

2. 金融対策

池田市中小企業融資制度の概要

(令和4年4月1日)

| 区 分 | 池田市中小企業融資制度(大阪府市町村連携型) |
|-------------|--|
| 制度実施年月日 | 平成19年10月1日 |
| 資金使 途 | 運転資金・設備資金 |
| 貸 付 限 度 | 600万円 |
| 貸 付 利 率 | 年利 1.1% |
| 貸 付 期 間 | 5年 |
| 返 済 方 法 | 元金均等分割返済 |
| 保 証 料 率 | 年0.5%~2.2% |
| 保 証 人 | 不要 |
| 担 保 | 不要 |
| 取 扱 金 融 機 関 | 池田泉州銀行、関西みらい銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、北おおさか信用金庫の市内にある本支店(※既存のみ) |
| 申 込 期 日 | 随時 |
| 預 託 額 | 1億2,100万円 |
| 預 託 利 率 | 0%(決済用普通預金) |

3. 商業

事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積

| 年 | 業種 | 事業所数 | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (百万円) |
|-------|-----|------|-------------|------------------|
| 平成26年 | 卸売業 | 132 | 946 | 71,446 |
| | 小売業 | 513 | 3,910 | 68,508 |
| | 合計 | 645 | 4,856 | 139,954 |
| 平成28年 | 卸売業 | 133 | 1,035 | 69,447 |
| | 小売業 | 517 | 4,296 | 79,204 |
| | 合計 | 650 | 5,331 | 148,651 |

(平成28年内訳)

| | 業種 | 事業所数 | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (百万円) |
|-------------|----------------------|------|-------------|------------------|
| 卸 売 業 | 各種商品卸売業 | 1 | 3 | X |
| | 繊維・衣服等卸売業 | 6 | 17 | 200 |
| | 飲料品卸売業 | 15 | 174 | 12,527 |
| | 建築材料・鉱物・金属材料等 卸売業 | 25 | 163 | 9,998 |
| | 機械器具卸売業 | 40 | 282 | 32,315 |
| | その他卸売業 | 46 | 396 | X |
| 小 売 業 | 各種商品小売業 | 4 | 315 | 6,486 |
| | 織物・衣服・身の回り品小売 業 | 71 | 284 | 3,181 |
| | 飲食料品小売業 | 167 | 1,946 | 26,790 |
| | 機械器具小売業 | 72 | 383 | 10,133 |
| | その他の小売業 | 184 | 1,111 | 18,724 |
| | 無店舗小売業 | 19 | 257 | 13,889 |

※「X」:秘密保持上公表をさしひかえるもの

出典:池田市統計書

4. 工業

事務所数、従業者数、現金給与総額及び製造品出荷総額等

| 調査年 | 事業所数 | 従業者数 (人) | 現金給与総額 (万円) | 製造品出荷総額等 (万円) |
|-------|------|-------------|----------------|------------------|
| 平成20年 | 56 | 9,009 | 5,618,229 | 36,554,779 |
| 平成21年 | 84 | 9,568 | 5,754,552 | 34,582,382 |
| 平成22年 | 55 | 9,444 | 5,278,901 | 24,383,921 |
| 平成23年 | 85 | 3,807 | 1,655,252 | 15,634,325 |
| 平成24年 | 49 | 8,248 | 5,696,894 | 56,069,726 |
| 平成25年 | 48 | 8,343 | 6,080,350 | 50,093,996 |
| 平成26年 | 44 | 8,075 | 6,464,170 | 51,159,315 |
| 平成28年 | 39 | 9,707 | 6,588,322 | 58,742,235 |

(平成28年内訳)

| 業種 | 事業所数 | 従業者数 (人) | 現金給与総額 (万円) | 製造品出荷総額等 (万円) |
|---------------|------|-------------|----------------|------------------|
| 食料品製造業 | 5 | 985 | 249,761 | 1,378,814 |
| 飲料・たばこ・飼料製造業 | 1 | 9 | 5,200 | 27,564 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 2 | 65 | 31,861 | 209,868 |
| 印刷・同関連業 | 5 | 62 | 19,288 | 64,294 |
| 化学工業 | 1 | 141 | 40,286 | 282,272 |
| プラスチック製品製造業 | 1 | 16 | 6,531 | 22,497 |
| 窯業・土石製品製造業 | 4 | 63 | 23,275 | 162,223 |
| 非鉄金属製造業 | 1 | 7 | 3,727 | 24,273 |
| 金属製品製造業 | 6 | 108 | 44,639 | 5,860,457 |
| はん用機械器具製造業 | 1 | 5 | 1,200 | 5,940 |
| 生産用機械器具製造業 | 4 | 29 | 6,440 | 26,255 |
| 業務用機械器具製造業 | 2 | 83 | 50,113 | 171,991 |
| 電気機械器具製造業 | 1 | 8 | 1,782 | 11,380 |
| 輸送用機械器具製造業 | 3 | 8,106 | 6,095,055 | 50,447,523 |
| その他の製造業 | 2 | 20 | 9,164 | 46,884 |

出典：池田市統計書

消 費 者 行 政

1. 消費者相談・苦情あつせん処理事業

池田市立消費生活センター（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く平日、午前9時30分～午後4時）において消費生活コンサルタントが消費者の相談に応じ、苦情あつせん処理にあたるとともに、消費者教育の充実に努め消費者意識の高揚と啓発を図っている。

相談・苦情受付件数

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 商 品 | 503件 | 568件 | 518件 |
| サービ | 394件 | 388件 | 369件 |
| そ の 他 | 34件 | 31件 | 33件 |
| 合 計 | 931件 | 987件 | 920件 |

2. 消費者啓発事業

| 事 業 名 | 回 数 | 備 考 |
|-----------|-----|---|
| 移動くらしの勉強室 | 6回 | 各種団体等の要請に応じて消費生活コンサルタント等を講師として派遣 参加人数 110名 |
| 消費者のつどい | — | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 |
| 商品量目調査 | — | |
| 市広報誌掲載 | 12回 | 消費生活に関する情報提供 |

3. 監視取締事業

| 事 業 名 | 事業所数 | 備 考 |
|-------------------------------|------|----------------------|
| 商品量目等立入検査 | — | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 |
| 商品量目調査 | — | |
| 特定計量器定期検査(隔年実施) | 0事業所 | |
| 家庭用品(93品目)・特定製品(10品目)に関する立入検査 | 3事業所 | 家庭用品329点、特定製品21点 |

労働福祉行政

1. 主な事業

働き方の多様化の時代における労働及び雇用に関する諸問題解決の指導・助言並びに未就業者の就労支援に役立てるため、下記の事業を実施した。

実施状況

| 事業名 | 実施時期等 | 参加人数等 |
|------------------------------------|---------------|-------------------------|
| 地域就労支援事業 (しごと相談・支援センター) | 令和3年4月～令和4年3月 | 延べ相談件数 33 件 |
| 合同就職面接会 | 令和3年11月16日(火) | 面接会参加者 29 人 採用者 16 人 |
| 育児・介護休業法セミナー | 令和4年2月15日(火) | 14 人 |
| 出張就職説明会 (とよの地域若者サポートステーション共催事業) | 令和3年8月30日(月) | 3 人 |
| | 令和3年10月22日(金) | 3 人 |

2. 池田市勤労者互助会

市内中小事業所で働く従業員と事業主のための福祉共済制度である池田市勤労者互助会を池田商工会議所に委託し、事業所における福祉の向上と雇用の安定を図っている。

加入状況

| | |
|-------|--------|
| 事業所数 | 77 事業所 |
| 会員数 | 648 人 |
| 個人会員数 | 14 人 |
| 会員数合計 | 662 人 |

給付状況

| | |
|-------|-------------|
| 給付件数 | 給付額 |
| 125 件 | 1,820,000 円 |

みんなで作るまちの寄付事業

1. 概要

①自主財源の確保、②寄付金の処理ルールの透明化、③池田市みんなで作るまちの基本条例の具体化、④ふるさと納税導入への対応を目的とし、平成20年3月に「みんなで作るまちの寄付条例」を制定した。

寄付者は、応援したいと思う事業を、寄付金の使途として選択することができる。寄付金は寄付者の意図に沿って、それぞれの事業に充当する。また、毎年度寄付金の運用状況や寄付者一覧を公表し、処理手続きの明確化を図っている。

なお、寄付金額5千円以上の市外に住所を有する寄付者には返礼品を進呈している。

2. 寄付状況

令和3年度中の寄付は下表の通りで、件数は7,800件、金額は152,346,141円で、当該年度の事業に活用するほか、各基金へ積み立てている。また、平成20年度から令和3年度までの累計寄付件数は65,591件、寄付額は1,644,031,773円。

| 令和3年度 みんなで作るまちの寄付内訳 | | |
|----------------------------------|-------|-------------|
| 寄付指定事業 | 件数 | 金額(円) |
| 消防の充実に関する事業 | 93 | 1,496,000 |
| 地域コミュニティの推進に関する事業 | 69 | 1,131,000 |
| 商工、農林及び園芸の振興に関する事業 | 142 | 2,320,000 |
| 観光の振興に関する事業 | 259 | 4,722,605 |
| 五月山動物園の整備事業 | 316 | 5,720,925 |
| 五月山の保全事業 | 73 | 2,036,000 |
| 郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業 | 63 | 1,247,000 |
| 池田市版SDGsモデル構築事業 | 53 | 788,000 |
| 新型コロナウイルス感染症対策生理の貧困等女性問題対策プロジェクト | 49 | 863,000 |
| 寄付金に係る事業を指定しない | 2,807 | 51,276,572 |
| 市民安全の充実に関する事業 | 1,320 | 21,572,204 |
| 公益活動の促進に関する事業 | 54 | 1,193,000 |
| 文化の振興に関する事業 | 109 | 11,690,527 |
| 環境の保全及び改善に関する事業(環境関係) | 207 | 3,641,624 |
| 環境の保全及び改善に関する事業(緑化関係) | 36 | 3,242,990 |
| 保健福祉の充実に関する事業 | 388 | 6,311,900 |
| 子育て支援の充実に関する事業 | 1,368 | 23,143,000 |
| 公共施設の充実に関する事業 | 46 | 838,000 |
| 教育の充実に関する事業 | 271 | 4,926,794 |
| スポーツの振興に関する事業 | 69 | 1,085,000 |
| オリンピック・パラリンピックホストタウン事業 | 7 | 100,000 |
| まち・ひと・しごと創生事業 | 1 | 3,000,000 |
| 計 | 7,800 | 152,346,141 |

人権・文化国際

1. 人権施策の推進

平成9年7月施行の「人権を大切にすまちづくりの推進に関する条例」、平成19年3月策定の「池田市人権行政基本方針」、さらに平成26年12月に制定した「池田市いじめ問題調査委員会条例」に基づき、あらゆる差別の解消をめざし、市民一人ひとりが人権問題の正しい理解と認識を深め、差別のない明るい社会の実現のため、人権行政を総合的に推進している。

2. 人権啓発活動

市民啓発については、様々な課題をテーマに人権リーダー養成講座を開催し、差別のない明るい地域社会の実現と人権尊重の精神を広め、人権意識の向上と理解に努めている。

また、市民団体、労働団体、官公庁などで構成する「池田市人権擁護推進協議会（昭和52年12月結成）」を中心に、人権週間の街頭啓発や、「ヒューマンライツ・シネマ（人権映画会）」の開催など、本年は市内在住の4・5歳児、小・中学生の応募作品から選考したポスターを掲載した人権カレンダーと小学生による人権標語を掲載したクリアファイルを作成し、市立学校園・公共施設に配置するなど、各団体と連携して啓発活動を実施、市民ぐるみで人権尊重の意識高揚を図っている。

3. 人権擁護活動

人権侵害に対し、迅速かつ適切な人権保護・救済が受けられるよう、人権相談窓口を開設している（市役所、人権文化交流センター）。また、法務大臣から委嘱を受けた11名の人権擁護委員による電話相談のほか、「人権擁護委員の日」には特設人権相談などを実施して、人権擁護と人権思想の普及高揚に努めている。

4. 男女共同参画施策の推進

男女共同参画社会の実現のため、池田市男女共同参画推進条例、第2次池田市男女共同参画推進計画改訂版（いけだパートナーシップ21）に基づき、全庁的に男女共同参画施策の推進に努めている。

- ①男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況についての報告書を発行する。
- ②市が実施する男女共同参画推進施策等への苦情・意見及び男女共同参画の推進を阻害する人権侵害について、第三者的な立場の苦情処理委員が公正に調査し、必要に応じて市長が助言、是正の要望等を行う苦情処理制度を実施している。
- ③緊急に生命または心身に危害を受けるおそれのあるDV被害者等の生命の安全と福

社の向上を図るため、緊急一時保護・避難支援制度を実施している。

5. 啓発事業

先駆的な活躍によって男女共同参画の推進に貢献した個人、団体・グループ、事業者を顕彰する「オーブ・池田賞」事業や市民セミナーの実施、また啓発誌の発行など、男女共同参画社会づくりへの気運の向上を図っている。

＜令和3年度実施内容＞

- ① 「男女共同参画週間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」時にポスターの展示及びリーフレット等の配架
- ② 市民セミナーは、オンラインにて開催
- ③ 啓発パンフレットを作成

6. ダイバーシティセンター

ダイバーシティ社会（国籍、文化的背景、性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ多様な違いを互いに尊重し、認め合い、全ての者が対等な構成員として共に安心して暮らすことのできる地域社会）の形成に資することを目的として、2022（令和4）年4月、ツナガリエ石橋5階に設置。これに伴い、男女共生サロンと、国際交流センターを廃止した。

センターでは、女性相談、外国人相談のほか、ダイバーシティ社会の推進をめざして、男女共同参画事業、多文化共生事業を実施。また、会議室等の貸し出し、ツナガリエ石橋の施設管理を行っている。

| 階 | 名称 | 定員 | 午前 9時～正午 | 午後 13時～17時 | 夜間 18時～20時 |
|----|---------|-----|-------------|---------------|---------------|
| 5階 | 会議室1 | 8人 | 300円 | 400円 | 200円 |
| | 会議室2 | 8人 | 300円 | 400円 | 200円 |
| | 会議室1・2 | 16人 | 600円 | 800円 | 400円 |
| | 会議室3 | 10人 | 500円 | 700円 | 300円 |
| | 多目的スペース | 50人 | 2,500円 | 3,300円 | 1,700円 |
| 2階 | 会議室4 | 6人 | 200円 | 300円 | 100円 |

7. 人権文化交流センター

人権文化交流センターは、あらゆる人権問題の解消のため、各種講習・講座を実施するとともに、人権関係の情報誌等による情報提供を行い、人権啓発の学習及び交流の場として、地域住民に親しまれる運営に努めている。

市民相談を通し、生活上のさまざまな課題や住民のニーズに対応した地域住民への自

立支援を図っている。

また、老人福祉センターの機能を活かし、健康相談・浴室開放等を実施し、老人福祉の向上にも努めている。

災害時における避難場所の役目を担っている。

| | | | |
|-------|----|-------------------------|-----------|
| 市民相談 | 毎週 | 月曜日～金曜日 | 午前9時～午後5時 |
| 健康相談 | 医師 | 毎月の第2水曜日 | 午後2時～午後3時 |
| 浴室開放 | 毎週 | 月・水・金曜日 | 午後2時～午後4時 |
| 講習・講座 | 適時 | 料理教室、お誘い講座、健康体操、くちトレ体操等 | |

8. 国際交流事業

昭和40年（1965年）にオーストラリアローンセストン市と姉妹都市提携を、また昭和56年（1981年）には中国蘇州市と友好都市提携を結び、行政レベル、市民レベルの交流を続けている。

9. 文化振興奨励事業

市民の文化・スポーツ活動を奨励するため、文化やスポーツの分野で功績のあった個人や団体へ文化振興奨励金を交付し、また文化活動を支援するため、団体等へ補助金を交付している。

10. 文化施設の管理運営

市民文化会館、カルチャープラザ、ギャラリー、上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）といった市の施設を指定管理し、市民の文化活動を支援している。

【市民文化会館】

<指定管理者>

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

<使用料>

| 種別 | 定員 | 面積(m ²) | 区分 | 時間区分(単位:円) | | | |
|------------|--------------------------|---------------------|--------|------------|------------|------------------------------------|------------|
| | | | | 昼 | 夜 | 時間区分別 | 全日 |
| | | | | 午前9時～午後5時 | 午後1時～午後10時 | 午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後10時 | 午前9時～午後10時 |
| 大ホール | 固定席1,066席 車椅子スペース6席 | 1,198.88 | 平日 | 61,100 | 86,500 | 50,900 | 101,800 |
| | | | 土・日・休日 | 86,500 | 122,200 | 71,200 | 142,500 |
| 小ホール | 固定席 243席 車椅子スペース2席 | 393.14 | 平日 | 25,400 | 30,500 | 16,200 | 34,600 |
| | | | 土・日・休日 | 28,500 | 37,600 | 20,300 | 42,700 |
| コンベンションルーム | テーブル席156席 (椅子席のみ300席) | 230.00 | 平日 | 17,300 | 23,400 | 13,200 | 28,500 |
| | | | 土・日・休日 | 22,400 | 30,500 | 16,200 | 35,600 |

| | | | | | | | |
|-------------|-----------|---------------------|--------|-------------|---------------|----------------|--------------------|
| イベントスペース | 椅子席 230 席 | 304.14 | 平日 | 21,300 | 27,500 | 15,200 | 32,500 |
| | | | 土・日・休日 | 29,500 | 37,600 | 20,300 | 45,800 |
| 種 別 | 定 員 | 面積(m ²) | 区 分 | 時間区分(単位:円) | | | |
| | | | | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
| | | | | 午前9時 ～正午 | 午後1時 ～午後5時 | 午後6時 ～午後10時 | 午前9時 ～午後10 時 |
| 中会議室 | 49名 | 83.63 | 1室につき | 3,000 | 5,000 | 6,100 | 12,200 |
| 小会議室① | 12名 | 42.52 | | 1,500 | 2,500 | 3,000 | 6,100 |
| 小会議室② | 14名 | 40.16 | | 1,500 | 2,500 | 3,000 | 6,100 |
| 和 室 | 16名 | 52.93 | | 2,000 | 3,000 | 3,500 | 7,100 |
| スタジオA | — | 16.59 | 1室につき | 2時間 1,000円 | | | |
| スタジオB | — | 34.10 | | 2時間 3,500円 | | | |
| スタジオC | — | 16.38 | | 2時間 1,500円 | | | |
| スタジオD | — | 15.75 | | 2時間 2,000円 | | | |
| スタジオE | — | 73.46 | | 2時間 4,000円 | | | |
| レコーディングスタジオ | — | 30.37 | | 2時間 7,100円 | | | |
| 録音室 | — | 14.20 | | 1時間 6,100円 | | | |

< 令和3年度施設利用件数 >

| | 大ホール | 小ホール | コンベンション ルーム | 会議室 関係 | イベン ト スペース | スタジオ 関係 | 計 |
|----|------|------|----------------|-----------|------------------|------------|-------|
| 市外 | 68件 | 52件 | 28件 | 163件 | 71件 | 289件 | 671件 |
| 市内 | 44件 | 57件 | 14件 | 102件 | 52件 | 235件 | 504件 |
| 計 | 112件 | 109件 | 42件 | 265件 | 123件 | 524件 | 1175件 |

【カルチャープラザ】

< 指定管理者 >

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

< 使用料 >

| 種別\時間区分 | 午前9時～午後6時 | 午後6時～午後9時 |
|----------|---------------|---------------|
| 工 芸 室 | 1時間当たり 1,000円 | 1時間当たり 1,500円 |
| 多目的ホール | 1時間当たり 3,000円 | 1時間当たり 4,000円 |
| 和 室 | 1時間当たり 500円 | 1時間当たり 800円 |
| 研修室(A・B) | 1時間当たり 500円 | 1時間当たり 800円 |
| 研修室(AB) | 1時間当たり 1,000円 | 1時間当たり 1,600円 |
| 会 議 室 | 1時間当たり 1,500円 | 1時間当たり 2,000円 |

※工芸室において陶芸用焼窯使用の場合は、1回当たり使用料5,000円を加

算する。

<令和3年度施設利用件数>

| 時間数 | 人 数 | 有 料 | | 無 料 | |
|----------|----------|----------|---------|----------|----------|
| | | 時間数 | 人 数 | 時間数 | 人 数 |
| 9,530 時間 | 35,039 人 | 1,309 時間 | 7,127 人 | 8,221 時間 | 27,912 人 |

【ギャラリー】

<指定管理者>

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

<使用料>

水曜日～翌週月曜日までの6日間、50,000円

<令和3年度施設利用件数>

14週、入場者数5,233人

【上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）】

<指定管理者>

落・楽倶楽部『いけだ』

<令和3年度施設利用件数>

| 入館者数 (落語会含む) | 1日当たり 平均 | 落語会関係 | | |
|-----------------|-------------|-------|------|-------|
| | | 回数 | 入館者数 | 1回当たり |
| 15,997人 | 62人 | 9回 | 470人 | 53人 |

環 境 行 政

1. 環境政策

平成28年6月、環境の保全及び創造に向けての基本的事項を定めた「池田市環境基本条例」を制定した。本条例の理念にのっとり、市民が健康で文化的な生活を営むことができるように、「池田市環境基本計画」に基づき各種施策を推進している。

脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電システムおよび家庭用燃料電池システム、蓄電システムの設置に対する補助制度を実施している。

次代を担う子どもたちに対しては、市内小学校において環境出前授業を実施するとともに、計画的・全市的に環境学習を推進するため、「池田市環境学習基本方針」を策定し、教育委員会と協働して継続的な環境学習推進の仕組みづくりに取り組み、環境教育の推進に努めている。

また、パートナーシップ活動の拠点である3R推進センターでは、市民向けの環境講座やリユース食器の貸し出し、フードドライブ等の取り組みを実施するなど、広く循環型社会についての普及啓発を行うとともに、市民から施設に寄付されたリユース品の売り上げを活用し、平成23年度からこれまでに計5基の市民共同発電所を設置している。

2. 環境美化

5月のごみ減量・リサイクル推進週間及び9月の環境衛生週間に合わせ、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した門前清掃など、環境美化事業を実施している。

池田市不法簡易広告物除却活動員と共に、まちの美観、風致の維持のため不法簡易広告物の除却に努めている。

環 境 保 全

1. 環境監視

大気については、大気汚染物質の常時監視を神田局で行っている。水質については、猪名川等の河川、ため池及び専用水道等の測定を行っている。騒音については、一般環境騒音や主要路線の自動車騒音、航空機騒音を測定している。

2. 苦情処理

(単位：件)

| | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壌 | その他 | 計 |
|----|------|------|----|----|----|----|-----|----|
| 受付 | 15 | 1 | 22 | 0 | 3 | 0 | 0 | 41 |
| 処理 | 15 | 1 | 22 | 0 | 3 | 0 | 0 | 41 |
| 繰越 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

ごみ減量・リサイクル

循環型社会への取り組みとして、新聞や雑誌などの資源物の集団回収推進並びに各家庭への生ごみ処理機の普及促進に取り組むなど、ごみの減量とリサイクルの促進に努めている。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく廃家電4品目のリサイクルの促進にも努めている。

1. 再生資源集団回収

(1) 実施団体数 … 110 団体

(2) 回収状況

(単位：t)

| 年度 | 新聞 | 雑誌 | ダンボール | 古布 | 空カン | 紙パック | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-----|-----|------|-------|
| H29 | 821 | 306 | 216 | 65 | 20 | 2 | 1,430 |
| H30 | 791 | 297 | 207 | 63 | 21 | 1 | 1,380 |
| R1 | 724 | 295 | 219 | 69 | 22 | 2 | 1,331 |
| R2 | 608 | 288 | 231 | 53 | 23 | 1 | 1,204 |
| R3 | 560 | 255 | 237 | 53 | 22 | 0 | 1,127 |
| 計 | 3,504 | 1,441 | 1,110 | 303 | 108 | 6 | 6,472 |

2. 生ごみ処理機購入助成

| 年度 | 助成件数（件） | 助成金交付額（円） |
|-----|---------|-----------|
| H29 | 9 | 220,000 |
| H30 | 13 | 304,000 |
| R1 | 14 | 302,000 |
| R2 | 32 | 661,000 |
| R3 | 29 | 283,000 |
| 計 | 97 | 1,770,000 |

清

掃

一般家庭から排出されるごみの収集については、現在 6 区分 8 種類の分別収集を実施している。民間業者への業務委託は、平成 24 年 4 月から「粗大ごみ・燃えないごみ」及び「紙パック・新聞・本・雑誌・ダンボール」の収集を完全委託し、全 11 地区の「燃えるごみ等」の収集のうち平成 26 年 10 月から 1 地区、平成 28 年 10 月から 1 地区、平成 29 年 10 月から 1 地区、さらに令和元年 10 月から 1 地区、計 4 地区を委託している。また、事業所から排出されるごみは、平成 11 年 4 月より一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬を行っている。

ごみの減量については、平成 20 年度より事業系ごみの減量化対策として、月 3 トン以上のごみを排出する事業者を「多量排出事業者」とし、減量計画書の作成や廃棄物管理責任者の設置などを義務付けている。また、令和 3 年 3 月には、「第 3 期 池田市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の更なる減量に努めている。

平成 18 年度より実施している「家庭ごみの指定袋制」については、更なる減量目標に向け、廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、平成 24 年度より燃えるごみ用指定袋の無料配布の福祉加算分を除き廃止した。併せて販売価格を当初より 60%減額するとともに、クリーンセンターへの持込ごみ処理手数料を 10 kgあたり 40 円から 60 円に改定した。

ごみの処理業務については、日量 180 t (60 t 炉×3 基)の処理能力を有するクリーンセンター（昭和 58 年 9 月完成）で多様化するごみ質に対応している。

焼却処理施設については、平成 11 年度から平成 12 年度の 2 か年で、ダイオキシン類削減対策及び施設の基幹整備（延命化）工事を実施した。また、延命化・高性能化を図りながら、省エネルギー対策を推進する基幹改良工事を平成 28 年度から令和元年度までの 4 か年事業として実施し、安定した処理業務に加え環境保全にも力を注いでいる。

粗大ごみは、30 t / 5H の粗大ごみ破砕処理能力（破砕機）を有する粗大ごみ・不燃物処理施設（平成元年完成）において対処し、資源物回収に努めている。

1. ごみ収集・処理

(1) 収集方法

市内のごみ収集は、全市を2地区に区分し、分別収集を実施している。

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 燃えるごみの収集 | 週2回 |
| ② 空き缶・空きびんの収集 | 月2回 |
| ③ 粗大ごみと燃えないごみの収集 | 月1回 |
| ④ 紙パック・新聞・本・雑誌・段ボールの収集 | 月1回 |
| ⑤ ペットボトルの収集 | 月2回 |
| ⑥ トレイ類の収集 | 月2回 |

(2) 手数料

| | | |
|-------------|------|---------------------------------|
| 収集・運搬・処分料 | 120円 | 10kg または 0.04m ³ につき |
| 処理施設へ搬入するとき | 60円 | |

(3) ごみ収集処理状況（令和4年3月末現在）

- | | | |
|----------|---------|----|
| ① 収集人口 | 103,336 | 人 |
| ② 収集世帯数 | 49,469 | 世帯 |
| ③ 年間収集量 | 19,902 | t |
| ④ 年間持込量 | 10,153 | t |
| ⑤ 年間焼却量 | 27,102 | t |
| ⑥ 資源物処理量 | 2,732 | t |

(4) ごみ収集車両の保有状況（令和4年3月末現在）

| 車種 | 台数 |
|-------|-----|
| 機械車 | 18台 |
| ダンプ | 2台 |
| 小型ダンプ | 4台 |
| 計 | 24台 |

2. し尿収集・浄化槽清掃

(1) し尿収集車両の保有状況（令和4年3月末現在）

バキューム車 3台

(2) し尿収集・浄化槽清掃状況

| し尿収集件数 | | 浄化槽清掃件数 |
|-------------|------|---------|
| 定期（4年3月末現在） | 35箇所 | （年間）60件 |
| 臨時（年間） | 468件 | |
| 公共（4年3月末現在） | 4箇所 | |

(3) 手数料

① し尿処理手数料

ア. 定額制

便槽1箇所につき毎月定期収集する一般家庭について、世帯人員4人までは1世帯につき月額500円、4人以上は1人増すごとに100円加算

イ. 従量制

一般家庭の簡易水洗、事務所、事業所、その他これに準ずるものは、60ℓにつき240円

ウ. 臨時

工事現場等の仮設便槽の臨時的な収集については、1便槽1回につき5,000円

② 浄化槽清掃手数料

ア. 浄化槽清掃手数料

浄化槽容積1.5m³までは8,000円、1.5m³を超えるものは0.5m³までごとに2,000円加算

（但し、浄化槽汚泥処理手数料及び保守点検料を含む。）

イ. 保守点検料

浄化槽容積10m³までは1回につき1,000円、10m³以上のものは1回につき2,000円